

グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

平成19年 5月15日 制定
令和4年 3月23日 最終改正

(目的)

第1条 一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）は、グリーン経営を推進する認証制度に対し認証登録を取得又は更新した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
グリーン経営を推進する認証機関とは、交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という。）をいう。

(助成対象)

第3条 会員事業所で当該年度4月1日以降に認証を取得又は更新し、当該年度3月15日までに交付申請書（兼）請求書の提出があったもの。

(助成金額)

第4条 前条に規定する助成の額は、グリーン経営の認証登録の取得又は更新に要した費用（消費税及び地方消費税を含まない）とし、取得の場合は1/2上限7万円、更新の場合は1/2上限3万5千円とする。なお、交通エコモ財団へ複数事業所をまとめて申請した場合も同様とする。

(助成方法)

第5条 助成は申請順に行う。
2 予定額に達した場合は、申請受付を締め切る。

(申請方法)

第6条 助成を希望する会員事業者は、「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入の上、協会へ提出する。その際、グリーン経営認証登録又は更新に係る請求書（写）、請求明細書（写）、審査登録対象事業所一覧表（写）並びにグリーン経営認証登録又は更新に係る料金の領収証（写）及びグリーン経営認証登録証（写）を添付しなければならない。

(雑則)

第7条 協会は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成19年4月1日より施行する。

本要綱は平成20年4月1日より施行する。(平成20年5月9日改正)

本要綱は平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

本要綱は平成22年4月1日より施行する。(平成22年3月16日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

本要綱は平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は平成26年4月1日より施行する。(平成26年3月26日改正)

本要綱は平成31年4月1日より施行する。(平成31年3月20日改正)

本要綱は令和4年4月1日より施行する。(令和4年3月23日改正)